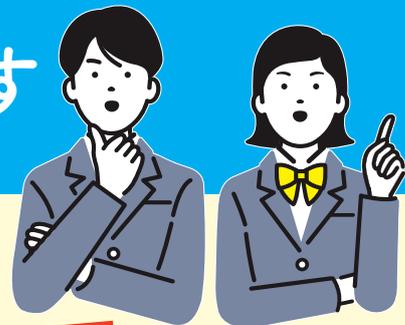


4月から

成年年齢が「18歳」になります

固契約について……消費生活センター ☎722-0999 ☎723-5538
成人祭について…生涯学習・市民活動室 ☎724-6729 ☎724-6010



4月1日(金)に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢がこれまでの「20歳」から「18歳」に引き下げられました。今後は、「18歳・19歳」でも親の同意を得ることなく、さまざまな契約が結べるようになります。一方、飲酒や喫煙ができる年齢は、以前と変わらず「20歳」からです。

今後は、「18歳の誕生日」が新成人となる日*です。
「できるようになること」「できないこと」を確認しておきましょう。

*平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれのかたは、令和4年4月1日が新成人となる日です。

18歳(成人)になったら できるようになること	<ul style="list-style-type: none"> ◎親の同意を必要としない一人での契約 (携帯電話の購入、自動車ローンの設定、クレジットカードの作成、一人暮らしの部屋を借りるなど) ◎10年有効のパスポートやマイナンバーカードの取得 ※マイナンバーカードの取得について、詳しくは38ページをご覧ください。
18歳(成人)になっても これまでどおり できないこと	<ul style="list-style-type: none"> ×飲酒 ×喫煙 ×公営競技(競馬や競艇など)の投票券購入 ほか <p>上記はいずれも20歳からできるようになります</p>

※「選挙権」は、これまでどおり18歳から持つことができます。

ココに注意!

これまで「18歳・19歳」の契約は、親の同意がない場合、民法に定める「未成年者取消権」によって取り消すことができましたが、4月からは「未成年者取消権」が適用されず、「18歳・19歳」でも契約の取り消しができなくなります。今後、悪徳業者は必ず「18歳・19歳」の新成人を狙ってきます。定期購入商品などの通販トラブルや、SNSを通じたアフィリエイト詐欺や悪質なマルチ商法など、よくある事例を知り、契約についての知識を身に付けておくことが大切です。

不安を感じたり、トラブルになったりした場合は…
一人で悩まず、消費生活センターへお電話ください。

消費生活センター☎722-0999
(月～土曜日午前9時～午後4時)

※木曜日は専門相談員がいません。

●令和4年度の「成人祭」について…

令和4年度の「成人祭」は、名称を「20歳のつどい」に改め、これまでどおり20歳のかたを対象として、令和5年1月9日(祝)に実施します。詳しくは37ページをご覧ください。

成年年齢の引き下げについて、詳しくは市ホームページ(QRコードからアクセス)をご覧ください。



みのおNOW!

まちのラジオ局タッキー816発



他の写真も掲載中!
詳しくはこちらから!



みのおNOW

【A】中学生が巣立ちの日を迎えました

3月11日(金)

この日、全市立中学校と小中一貫校で卒業式が行われ、第一中学校では202人に卒業証書が授与されました。式典では少し緊張が見られた卒業生も、教室に戻ると笑顔いっぱい。担任の先生から記念品を受け取ったり、みんなで寄せ書きを書いたりとクラスメイトとの最後の時間を楽しそうに過ごしていました。教室から出てきた卒業生は、教職員や保護者がつくる花道を通り抜け、晴れ晴れしい表情で巣立っていきました。



【A】「春のこどもフェスティバル in 箕面」開催!

3月12日(土)

毎年恒例の「春のこどもフェスティバル in 箕面」が開催され、定員いっぱいの約1000人が参加しました。「謎解き滝道ウォークラリー」では、親子連れなどの参加者が滝道を歩き、各所に隠された7つの謎に挑戦。今回は「約2km」と「約5km」の2つのコースがあり、ハイキング道を通って箕面大滝をめざす「約5km」のコースを歩いた親子は、「気候がいいので、大滝まで歩かないとむっさい」と笑顔で話していました。

